所在不明株主の株式の競売又は売却の実施に関する異議申出の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年七月二十二日

札幌市中央区北二条東四丁目三一六　岩田醸造株式会社
代表取締役　岩田　洋二

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号（十株券）
一、小林　功　北海道函館市柏木町一の六三	普通株式　四十株	は丙四十四乃至は丙四十七

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 25 年７月 22 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①神奈川大学生活協同組合　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－1012号　④神奈川大学生活協同組合　神奈川県横浜市神奈川区六角橋４－７－３　理事長　後藤晃　⑤神奈川大学生活協同組合　横浜市神奈川区六角橋４－７－３　⑥平成25年３月29日　⑨平成25年５月30日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫横浜市神奈川区六角橋四丁目７番３号　神奈川大学生活協同組合　理事長　後藤晃

Ｂ　①ヴィアッジョダアモール　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３－571号　④ヴィアッジョダアモール　静岡県富士宮市北山3900番地５　代表　御宿雄太　⑤本店　富士宮市北山3900番地５　⑥平成22年２月３日　⑧平成25年７月１日　⑩300万円　⑪静岡県知事　⑫静岡県富士宮市北山3900番地５　ヴィアッジョダアモール　御宿雄太

Ｂ　①株式会社トラベルデスク　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2505号　④株式会社トラベルデスク　大阪府大阪市西区新町１丁目29番16号　代表取締役　藤井久昭　⑤本社営業所　大阪府大阪市西区新町１丁目29番16号302　⑥平成21年５月11日　⑧平成25年６月14日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府大阪市西区新町１丁目29番16号　株式会社トラベルデスク　代表取締役　藤井久昭

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 25 年７月 22 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①有限会社東北旅行　②第３種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第３－76号　④有限会社東北旅行　仙台市宮城野区鉄砲町166番地プラザ和光　代表取締役　廣澤千枝子　⑤本社営業所　仙台市宮城野区鉄砲町166番地プラザ和光　⑥昭和46年５月19日　⑦平成25年５月17日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社中津留組　②第３種旅行業　③大分県知事登録旅行業第３－119号　④株式会社中津留組　津久見市セメント町15番５号　代表取締役　中津留伸亮　⑤本社営業所　津久見市セメント町２－21　⑥平成７年12月13日　⑦平成25年５月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社エスパルスドリームフェリー　②第２種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第２－503号　④株式会社エスパルスドリームフェリー　静岡市清水区港町二丁目10番１号　代表取締役　鈴木洋一　⑤本社営業所　静岡市清水区港町二丁目10番１号　⑥平成15年６月19日　⑦平成25年６月19日　⑧220万円　⑨1100万円

以上３件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博